

ID: 3035

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	臨時総会の招集の承認
法令名根拠条項	商工会法 第42条第5項(第48条第5項において準用する場合を含む。)
法令番号	昭和35年法律第89号
<p>【基準】</p> <p>法第42条の規定による。</p> <p>第42条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p> <p>2 会長は、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から3週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。</p> <p>4 前項前段の電磁的方法(経済産業省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会長に到達したものとみなす。</p> <p>5 第2項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者が不在の場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。</p>	
標準処理期間	30日
備考	<p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第60条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令〔昭和35年政令第149号〕</p> <p>商工会法(以下「法」という。)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもの(全国商工会連合会に関するものを除く。)は、商工会又は都道府県商工会連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>3 法第42条第5項(法第48条第5項及び法第58条第4項において準用する場合を含む。)に規定する事務</p> <p>北海道経済部の事務処理の特例に関する条例(平成12年条例第16号)</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとす</p>

る。

別表第1（第2条関係）

<p>3 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(3) 法第42条第5項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定による臨時総会の招集の承認</p>	<p>次表に掲げる市町村</p>
---	------------------

別表第2

<p>・・・名寄市・・・</p>

<p>設定年月日</p>	<p>平成28年7月31日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和4年7月29日</p>
---------------------	-------------------	-----------------------	------------------